

Personal Information and Big Data : The Change of the Evaluation of Personal Information in Newspaper Articles in 2000-2016

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松村, 真木子 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/477

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



個人情報とビッグデータ

— 新聞記事（2000年から2016年）に見る インターネット上の個人情報に対する評価の変化 —

Personal Information and Big Data

The Change of the Evaluation of Personal Information in Newspaper Articles in 2000-2016

松 村 真木子

MATSUMURA, Makiko

PCやスマートフォンの汎用化と、多様なSNSの登場によるインターネット社会の広がりとともに、インターネット上の個人情報に対する意識や評価が変化した。2000年から2016年8月までの新聞記事を分析し、その変化の経過をたどる。

スパイウェアによって個人情報が抜き取られることは危険であると問題視されていた時代から、個人情報は、同意の上で収集するものであるとの個人情報保護法制を経て、匿名化すれば同意がなくても二次的に活用される時代になった。

個人情報の利用とプライバシー保護との関係は、法律上で検討されるだけでなく、監督する政策側、利用する企業、提供する個人それぞれが、インターネットの仕組みを技術的に理解したうえで議論されることが望ましい。すなわち、同じ技術的理解の基盤に立ち議論をすることで、次の時代を創ることができるのである。

1. はじめに

2000年以降、パソコン（以下PCとする）や携帯電話の性能が向上し、スマートフォン（以下スマホとする）が登場し、各種SNSが利用可能となり、個人がインターネット（以下適宜ネットとする）を様々な活動に利用するようになった。すなわち、PCおよびネット人口が急増した [1]。そして、ネット上の個人情報を取得するプログラムが開発され、個人のネット利用履歴が個人をターゲットと

した広告掲載に使われるようになる。一方、検索エンジンを提供していたグーグル（Google）は、日本では2006年に容量が多い無料webメール（Gmail）を提供し、これを基盤に、ネットを利用するためのブラウザ（Google Chrome）や動画共有サービス（YouTube）を提供し、かつ、サイトを閲覧すると検索履歴に応じた広告が表示される「ターゲット広告」へとサービスを拡張させた。グーグルの登場とともに、利用者は、クラウド（サイト提供者のサーバー）を自然と

キーワード：個人情報、個人情報保護法、改正個人情報保護法、ビッグデータ、インターネット

Key words : personal information, personal information protection act (PIPA), amended act on the protection of personal information, big data, internet

利用するようになった。クラウドを利用して
いるとは意識せずに、PC上ではなく、サー
ビス提供者のサーバー上でサービスを利用す
るようになったのである。

一方、2000年代には、各種ウイルスが活動
するようになり、社会生活に脅威を及ぼすの
で、セキュリティ対策が個人に求められるよ
うになった [2]。ネットバンキング、ネット
ショッピング、SNSなど生活圏での利用も拡
大した。このような状況において、インター
ネットを利用する個人の活動履歴等の情報が
収集され、ビッグデータとして経済活動に利
用されるようになった。

このような流れの中で、2005年に個人情報
保護法が制定され、個人情報の収集、利用に
関する枠組みが構築された。個人の同意を取
得すれば個人情報を収集できるとした個人情
報保護法であるが、個人情報の取得方法や運
用方法が急速に進化しているネットの実情に
合わなくなり、やがて、2015年に改正された。

ところで、コンピューターの専門知識のな
い個人は、自分の個人情報がどのように取得
されビッグデータに利用されているのか理解
しているのだろうか。スマホの普及により、
アプリ（アプリケーションソフト：特定の作
業を行うためのソフトウェア）を利用する機
会が増えているが、ダウンロードするには個
人情報を利用するという文言が含まれる利用
規約に「同意する」とチェックを入れないと
利用できなくなっている。例えば、2016年7
月にアメリカをはじめヨーロッパ、日本で大
流行したPokémon Goは、グーグルのアカウ
ントが利用アカウントとなる。アプリ側が個
人情報を取得し利用することに同意しないと
アプリは利用できない状態であり、事実上、
個人情報は強制的に取得されているとって

も過言ではない。そして、Pokémon Goを利用
することにより、無意識のうちに本人確認
アカウントとなっているグーグルにも個人情
報の収集と利用を許可しているのだ。

利用者は、このようにネット上の閲覧履歴
など個人情報が収集し利用されている仕組み
を理解しているのだろうか。Pokémon Goが
電話帳にアクセスしているように、アプリが
スマホ上に登録している電話番号まで個人情
報を収集していることを認識しているのだら
うか。

ネット環境の著しい変化の中で、個人情報
を守ることにについて、また、ビッグデータと
して利用することについて、社会の受け止め
方はどう変化してきたのかを探る。

2. 本稿の目的と方法

2-1 目的

インターネット社会の成熟とともに、個人
情報の守り方、個人情報の使われ方がどのよ
うに伝えられてきたのか、新聞記事を検証し、
個人情報をめぐる社会の受け止め方の変化を
明らかにする。新聞記事からネット社会の情
報を得る利用者が多い [3] [4] ため、個人
情報が取得される方法やビッグデータとして
利用されている状況を、新聞記事がどのよ
うに伝えてきたのか検討する。

2-2 方法

個人情報、ビッグデータに関する、朝日新
聞、日経新聞、毎日新聞の記事（2000年か
ら2016年8月まで）を分析する。

3. 新聞記事から読み取る個人情報とビッグデータ

3-1 「個人情報を抜き取る」スパイウェア (2000年～2004年)

2000年は、「2000年問題」とともに幕開けした。2000年問題とは、初期のPCプログラムでは年号を下二桁で表示していたことから、2000年は00と表記されるので、1900年と誤認識されることによって引き起こされる問題である。そのことが生活に混乱をもたらすとされ、マスコミで大々的に取り上げられた。重大な混乱は見られなかったのだが、結果として家電をはじめ生活場面がコンピューターでコントロールされている事実を知ることになった。また、PCウイルス「Love letters」が世界を震撼させ、ネットの危険性が表面化した。そのような折、インターネットの利用を前提としたWindows XPが登場し、無線LAN、ブロードバンド通信などの環境がこの時期に整いつつあり、家庭でのPC利用者が加速的に拡大した [2]。

情報技術分野の標準化を行う国際組織であるISO/IEC JTC 1は、2000年に、HTTPをインターネットで使う文書形式と認定した。HTTPにおいて使用されるcookieは、利用者の情報、例えば、Webサイトに入力したユーザ名、パスワード、サイトを訪れた日時、回数などを記録するプログラムで、Webサイト側が、ユーザのPCに埋め込むものである。cookieは、個人情報を善意に利用すれば、webサイト側が、ユーザの識別や提供するサービスに反映させることができるが、cookieを第三者に取られると、成りすましに使われ被害を生む可能性がある。また、個人のネット履歴から、利用者が閲覧しているサ

イトに広告を掲載することができる。さらに、メールに組み込まれる画像ファイルwebビーコンは、webサイトにアクセスしたかどうか、メールを受け取った相手がメールを開封したかどうかを、送り手に知らせるプログラムである。一斉に多数の人に送り付けるメールの場合、閲覧されたことがわかると、メールアドレスが使われていること、その内容に関心があることを送信者に教えることになる。cookieもwebビーコンも、利用者に意識させずに動いているのである。インターネットを利用するということは、個人情報が相手に流れているということなのであるが、利用者の理解は低い [3] [4] [5]。

2000年代には強力なウイルスが猛威を振るった。特に、PCに潜伏し、クレジットカード情報を抜き取る、キーボード操作を外部へ送信する、ネットの閲覧情報を送信するなど、「スパイウェア」が登場し、新聞で注意喚起された。たとえば、ネットで買い物をする際、名前やクレジットカード番号などを自動入力してくれる代わりに、ホームページの閲覧履歴を集めて、利用者が興味を持っていそうな分野を分析し、その分野を表示させる「アドウェア」が紹介されている。さらに、無料音楽ソフトをダウンロードする際など、個人情報を利用する旨を明示している場合もあるが、ホームページを閲覧しただけで入り込むスパイウェアもあると詳しく紹介された（朝日2003/10/11 be, 2004/9/23朝刊）。

そして、セキュリティ対策大手のシマンテックおよびウイルスバスター社は、セキュリティ対策ソフトに、2004年から、スパイウェア対策を搭載した。ウイルスバスター社は、個人情報流出の危険を知らせるために、cookieもスパイウェアとして検出している

[6]。

技術的な研究においては、広告主とユーザがリアルタイムで交渉を可能にする電子広告システム [7]、モバイルユーザ向け情報選別配信技術 [8] などが研究されており、個人情報を利用したマーケティングが検討されていた。一方、本村は、デジタルデータ化された個人情報は統合が容易なことから、プライバシー保護と個人情報流通の管理システムの必要性を説いている [9]。

2000年代前半は、PCの普及とともに、ウィルスの脅威、個人情報を抜き取るスパイウェアの危険性が伝えられた。特に、個人のネット利用履歴を送信し、広告へつなげる「アドウェア」は、スパイウェアであると認定されていた。

3-2 個人情報保護法施行（2005）からグーグルの台頭へ（2005年～2011年）

個人情報保護法が2005年4月に全面的に施行された。5000件以上の個人情報を扱う事業者に、個人情報を適切に取り扱う方法が定められた。個人情報とは、氏名など個人を特定する情報を含むものである。個人情報を収集する際、個人の同意を得る手続きが必要となった。

一方、ファイル交換ソフトによる個人情報漏えい事件があいつぎ、さらに、強力なスパイウェアが作られ、botなど広範囲のPCを組織したサイバー攻撃が広がった。

大人も子どもも、ネット上に日記を公開する「ブログ」（携帯の場合「プロフ」）、掲示板、ゲームなどに加えて、「mixi（2004）」「ニコニコ動画（2006）」「モバゲータウン（2006）」「Twitter（2007）」、「Facebook（2007）」、「LINE（2011）」など会員制交流サイト「SNS」に参

加し、情報を発信するようになった。

アメリカで急成長を遂げていたネット検索最大手グーグルは、日本において2006年8月から、サインすれば誰でも使えるWebメールGmailを提供した（日経2006 12/1朝刊）。Webメールとはすなわち、クラウドコンピューティングであり、アメリカのどこかに置かれたサーバーに個人情報を預けていることになる。その安全性を問う記事が掲載された（朝日2010 5/20朝刊）。

2008年になると、インターネット閲覧ソフトWebブラウザGoogle Chromeが、また、Google mapに周辺画像を連動表示した「ストリートビュー」が提供された。検索シェア争いとしてグーグルの台頭が伝えられた（朝日2008 5/31；6/28朝刊）。そのうえ、Google Chromeやストリートビューの使い方が詳細に紹介された（朝日2008 9/27；10/25；11/1朝刊）。当初「ストリートビュー」は、個人の顔や車のナンバーにはぼかしを入れていたのであるが完全ではなく、プライバシーの問題をはらんでいた。グーグル側は、公道から写しており問題はないとの姿勢であったが、画像削除依頼を受け付ける方法を提示した（朝日2008 8/7朝刊）。便利さが引き起こした事件もある。小学校教師がGoogle mapに家庭訪問先を記してmy mapを作成していたところ、初期設定の「公開」のままであったため、生徒の個人情報を公開してしまったのだ（朝日2009 2/12；5/8朝刊）。初期設定で公開になっていることを知らないで使っている利用者があることが明らかとなった。

そのうえ、Google「ストリートビュー」撮影車が、2007年以降、日本を含めた世界において、風景写真以外に個人が閲覧したサイトや電子メールを無線LAN経由で収集していた

ことが判明した。批判を受けてグーグルは、無線LAN通信機の情報収集を中止し、収集した個人データを消去すると約束した（朝日2010 5/15；10/23朝刊）。

さらに、グーグルは、2011年にGoogle+というSNSサービス提供を始め、グーグルのサービスを使う人々を繋ぐ方向へと舵を切った。2006年に傘下に収めていたYouTubeに、2011年から動画を投稿すると広告収入が入るシステムを提供し、高額の収益を上げるYouTuberが誕生した。

一方、スマホが急激に普及した時期でもある。スマホにも、強引に広告を載せる「アドウェア」が登場した。グーグルのOSアンドロイド搭載のスマホも、2010年にウィルスが報告されて以来、IDやパスワードなど個人情報を盗み出すウィルスが激増し、個人情報が抜き取られる事件が報告されている（朝日2011 5/18夕刊；5/31朝刊）。さらに、悪質なスパイウェアが、利用者の個人情報を盗み出し、利用者に成りすまして迷惑メールを送信するのに使われた。特に、アンドロイド向けアプリの危険性が伝えられた（朝日2011 11/19 be）。

PCだけではなく情報端末の機能が向上したスマホも個人情報を搾取される危険が増加したのである。

個人情報保護法が2003年に制定、2005年に全面施行され、個人情報を扱う事業者に向けて、「個人情報を収集する場合には、個人の同意を得る手続きが必要」であると個人情報を収集する枠組みが構築された。しかしながら同時に、スマホという新たな情報機器が普及するにつれ、個人情報を狙うスパイウェアは活動の場を広げたのである。さらに、グーグルの台頭と多様なSNSの登場で、利用者は自

覚なしにクラウドコンピューティング（サービス業者が提供するサーバー上でサービスを受ける、すなわちレンタルサーバー）の世界に足を踏み入れたのである。利用者は利用するサービスの安全性や個人情報の拡散に対して注意を払っていない。この時期には、新聞記事でも、クラウドに個人情報を預けることの仕組みや危険性を取り扱ってはいない。

3-3 スマホ時代の到来と「ビッグデータ」の利用で経済活性化へ（2012年～2016年）

3-3-1 スマホの普及と活用へ向けて（2012年）

スマホの利用世帯は、2010年に10%であったが、2012年には50%へと急増した [10]。スマホの出荷台数が、従来型の携帯電話を上回ると予測されることから、2012年を『スマホ元年』と定義している（朝日2012 1/28 be）。まさにスマホ時代の到来である。

スマホ利用者の増加とともに、スマホに蓄積された個人情報、クレジットカード情報、アドレス、位置情報、メールや通話の履歴、電話帳、スマホのカメラで撮影した画像、アプリの利用状況などを盗み出すマルウェア（2012年からの新聞記事では、スパイウェアではなく、より悪意の働きをする意味を込めてマルウェアと表記されている）が報じられるようになった（朝日2012 1/28 be；4/15；10/31朝刊）。雑誌や新聞などのアプリの提供者が、自社アプリの利用履歴を、利用者が気づかぬうちに収集していたケースが報告された。いずれも、利用者のサービス向上を目的としていた。このような状況を鑑み、新たなルールや規制の整備が必要だと報じている（朝日2012 2/23朝刊）。スマホの不正アプリで、百万人の個人情報が流出したが、個人情報保護法では、海外からのアプリ業者を規制

できなかった。そこで、個人情報収集の利用目的提示方法や利用者の同意を得る方法など検討課題があり、総務省が新たなルール作りに動き出した（日経2012 5/14；5/19）。さらに、フェイスブック上でも第三者への販売目的で個人情報を抜き取るアプリが報告されている。フェイスブックでは、アプリ提供をする場合、提供者の善意を尊重しているが、そこが問題であると指摘された（日経2012 7/7朝刊）。

スマホの位置情報を利用したタクシー配車の利便性が報じられた（朝日2012 6/2 be）。一方、位置情報により、自宅、学校、職場などが特定される危険性を説き、アプリごとに写真から位置情報を削除すること、スマホで気を付けるセキュリティ設定が丁寧に解説された（朝日2012 4/14；5/19；5/26；7/2；7/14 be）。

このように情報収集力が高まったことで、ITの経営戦略としてビッグデータの活用が話題となってきた。ツイッターなど日々膨大なやりとりがされるweb上の情報に、車の運行情報や携帯電話の位置情報など異なるデータを付加して「ビッグデータ」にするのだ。たとえば、駅にカメラが内蔵されたタッチパネル型の自動販売機を置き、利用者の性別、年齢などを識別しておすすめ商品を表示することで売り上げを伸ばしているJR東日本の事例を元橋氏が紹介した（日経2012 7/13朝刊）。ITと経営を融合するビッグデータが新たなビジネスの源泉を表わすキーワードとなった。総務省の『平成24年版 情報通信白書』において、「スマホの急速な普及を背景に、ICTのパラダイム転換として、多様性、多種性、リアルタイム性等の特徴を伴った形でデータが生成・集積・蓄積等されることにより、利用者個々のニーズに即したサービスの提供、業務運営の効率化や新事業の創出が可能にな

る」とビッグデータの活用意義を解説している [11]。

グーグルは、2012年3月1日、一人ひとりのネットの利用実態を詳しく把握することで、利用者ごとに最適な広告を提供する狙いでGmail、YouTubeなど複数のサービスをまたいで個人情報を管理する新しい指針を導入した。広告収入で、フェイスブックへ対抗するためでもあると分析されているが、一企業が個人情報を丸ごと把握する不気味さも指摘された（日経2012 3/1朝刊）。

企業を標的にしたサイバー攻撃が激化し、いわゆるクラウドとしてのレンタルサーバーも標的となり、侵入され個人情報が流出する事件が起きた（朝日2012 3/23朝刊）。さらに、企業向けレンタルサーバーが故障し、企業のデータが消失する事件が起きた。クラウドサービスを利用する際のリスクについて、利用者に注意が喚起された（朝日2012 7/7朝刊）。

3-3-2 広がるビッグデータの活用と個人情報（2013年～2014年）

政府は、平成25年（2013）6月閣議決定した「世界最先端IT国家創造宣言」において、ビッグデータを活用した新産業・新サービスの創出を促進すること、そのために、個人情報およびプライバシーの保護との両立を可能とする事業環境整備をすると明らかにした [1]。国際的な取引を念頭に置いて、欧米に向けてプライバシーに配慮した姿勢を見せたのである。

2013年になると、ビッグデータの利用を前提として、個人情報保護との兼ね合いが議論されるようになる。IDの利用をめぐり、アメリカヨーロッパとの比較から、個人情報保護法制の見直しが提言された（日経2013 1/28朝

刊)。経済産業省は、企業が顧客の個人情報を二次利用するための指針を示した。それは、消費者が同意した情報に限り他企業へのデータ販売を認めるというものである。ビッグデータを活用する動きが加速していると報じられた（日経2013 5/10朝刊）。そして、政府は、公共データを統一して、民間ビジネスへ活用する仕組みの導入素案を提示した。匿名化してもデータの統合により個人を特定される恐れがあるので、個人情報が悪用されないようルール作りをするという（日経2013 4/11朝刊）。やがて、安倍政権は、新IT戦略を提示し、ネット上の個人情報が適切に使われているかを監視しつつ、ネット上の膨大な個人情報の「ビッグデータ」活用推進政策を提示した。それには、医療機関が患者の情報を共有することも含まれた（日経2013 5/24朝刊）。

確かに、個人情報が含まれるポイントカードや電子マネーが普及するにつれ、コンビニで利用される個人の購入履歴があらゆるマーケティングの材料に活用できるようになった（日経2013 3/6朝刊）。しかし、個人の立場からすると、プライバシーが守られているのか、個人情報がビッグデータに使われることへ不安を感じているとの調査結果が報告された（日経2013 5/27朝刊）。

プライバシー保護とビッグデータの活用について活発に議論されるようになったのである。そのような流れの中で、アメリカ政府がグーグル、フェイスブックなどIT企業から個人情報を秘密裏に収集していたことが明るみに出て、批判が強まった（日経2013 6/8；6/29朝刊；朝日2013 7/17朝刊）。さらに、日本でもJR東日本が、ICカードであるスイカの乗降履歴などの情報を日立製作所に販売する事業が問題となった。個人情報保護法で定めら

れているように個人情報利用について利用者に説明していなかった。しかし、JR東日本は、外部に提供するデータには個人を特定する情報は含まれていないという理由で、個人情報に当たらないと説明した。が、JR東日本は、利用者の不安に配慮し、削除依頼に応じるよう変更し、謝罪した（日経2013 7/26；7/29朝刊）。今回のケースは、データ活用とプライバシー保護の両立を考えていくうえで教訓になると指摘された（朝日2013 8/14朝刊）。電車の乗降履歴が情報として売られていることを知らされていなかった利用者は、不安と反発を感じ、波紋が広がった。乗降履歴とツイッターなどSNSを統合すれば個人の特定も可能となる。自分の個人情報が独り歩きしていることを実感させられた報道であり、改めて、個人情報とビッグデータの関係の課題が浮き彫りになったのである。ネットの検索や購入履歴から「おすすめ」が画面に配信される「ターゲット広告」の仕組みや閲覧履歴に関する取り決めが明示されていない、利用者に分かりにくいなどの問題点が指摘された（朝日2014 10/2朝刊）。

個人が、フェイスブックやツイッター、LINEを利用することで、写真やつぶやく内容から住所や個人情報が漏えいすると注意喚起された（朝日2013 7/13；2014 1/4；1/11朝刊；日経2013 8/22；8/30；12/22朝刊）。また、グーグルのメール共有で初期設定が公開となっているため、情報が公開されてしまった事例が紹介された（朝日2013 7/13朝刊）。この共有設定のミスでグーグル自体が、機密扱いの中部国際空港の地図を公開してしまっていたことが明らかとなった（朝日2014 4/11朝刊）。また、中国百度（バイドゥ）製のPC用無料日本語入力ソフトおよびスマホ用ソフト

Shimejiでは、使用機器やID、使ったメールや文書作成ソフトおよび入力情報が百度へ送信されていることが報告された（朝日2013 12/26朝刊）。フェイスブックとツイッターが、個人情報無断で得ていたことが問題となった（朝日2014 7/3；11/28；11/29朝刊）。

公衆無線LANにも問題がある。成田、関西、神戸空港が提供する無料の公衆無線LANが暗号化されていないため盗み見られる状態であることが報じられ、無料公衆無線LANの危険性が伝えられた（日経2014 8/26朝刊）。誰でも使える利便性の陰で、安全性が担保されていない状況が明らかとなった。

また、個人の閲覧履歴は、cookieを通して収集されているが、これを活用した企業向け販促支援サービスも提供されている。cookieが推測できるのは属性までなので法的に問題はないが、個人のプライバシー意識との兼ね合いが議論された（日経2013 8/29朝刊）。また、Gmailやショッピングなど利用するネットビジネスが、クラウド上、すなわちレンタルサーバーを利用していただくと指摘され、その仕組みが解説された（朝日2014 5/17；5/24朝刊）。

2012年末の衆院選報道でつぶやきをビッグデータとして活用した事例（朝日2013 1/22朝刊）、自社への不満やかぜなどの健康に関するつぶやきを収集し対応するなどビッグデータを利用する事例が報告された（朝日2013 1/3朝刊）。さらに、ビッグデータの活用は、経済的に新しい価値を生むとした連載が掲載された。データ活用の有用性および個人データの流通を想定していない個人情報保護法の不備が指摘された（日経2013 8/19；20；21；22；27；28朝刊）。また、ドコモは、携帯電話と基地局との通信状況をもとに推計した人

の移動・分布データを企業向けに販売すると発表した（日経2013 9/7朝刊）。グーグルは、ロボット、住宅医療、車へと、事業領域を展開すると発表した（朝日2014 1/22朝刊）。一社が、生活圏にも及ぶ膨大な情報を握ることになるのだ。

ところで、「忘れられる権利」が新たなプライバシー問題として登場した。自分の名前を検索すると犯罪にかかわっているかのような結果が出るとして削除を求めている裁判を発端として、誹謗中傷などを理由とする削除のルール作りが課題となった（朝日2014 10/10；10/23朝刊；日経2014 10/27朝刊）。

このように、実際にビッグデータが作られ、企業間で販売活用されるようになるに従い、個人情報の扱い方、個人のプライバシー意識との関連が課題となった。

二年後の制定を目指して、政府の個人情報保護法改正原案が発表された。それは、企業や民間団体のほか、政府、地方自治体、独立行政法人をルールの適用対象に加え、顔や指紋認証など「身体的な特性にかかわる情報」を保護すべき対象とした。一方、個人情報保護のために「第三者機関」新設を盛りこんだものの、企業が個人に結びつかないようにデータを加工すれば本人の同意がなくてもデータを提供できる仕組みを打ち出した（朝日2014 6/10；11/23；12/20朝刊）。この背景には、データの加工をしていたにもかかわらず非難されたJR東日本のスイカ問題がある（朝日2014 12/20朝刊）。

この時期には、個人のIDとパスワードを搾取してサイトへ不正侵入したり、クレジットカード情報を盗み取られる犯罪（朝日2013 4/8朝刊）、ネットバンクの不正送金問題（朝日2014 5/24；9/17）が大きく報じられた。写

真などのデータをネット経由で事業者のサーバーに保管したり、スケジュール管理ができる「クラウドサービス」の危険性と安全管理の重要性が説かれた（毎日2014 10/30朝刊）。さらに、情報機器だけではなく、防犯カメラなどにも、遠隔操作ウイルスが発見されたと報じられた（朝日2013 2/17朝刊）。サイバー攻撃が国際化してきた。また、多くの人を利用しているネット閲覧ソフトであるインターネットエクスプローラーに重大な欠陥が見つかり、世界的に「使用しないこと」が伝えられた（朝日2014 5/2朝刊）。修正プログラムが提供され、一件落ち着いた（朝日2014 5/3朝刊）が、ネットを使う基盤であっても安全を意識して個人が対策をとることの必要性を実感させられた事件であった。

3-3-3 個人情報保護法改正とビッグデータ (2015年～2016年8月)

2015年は、個人情報保護法改正案が国会に提出されて幕を開けた。9月に、改正法が公布され、第三者機関として個人情報保護委員会が2016年1月に新設された。個人情報保護委員会のもとで詳細な修正が加えられ、全面施行に向けて準備が進んでいる。個人情報保護委員会によると改正の目的は「情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、個人情報保護法が制定された当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能となったことを踏まえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等」である [12]。

改正法では、匿名加工された購買履歴や位置情報を新たに「匿名加工情報」とし、提供者本人の同意がなくても利用できる枠組みを

作った。ただし、匿名加工の技術は万能ではないため、第三者に提供された際、他の情報との照合を禁じるなどの規定が設けられた。購買履歴の分析で思想信条や犯罪の可能性がわかること、フェイスブックなどから人間関係が推定されることなど留意が必要であると指摘された（朝日2015 1/8朝刊）。その後、個人情報の利用目的を本人の同意なしに自由に変えられるという規定は、消費者の意識に配慮して撤回した（朝日2015 2/18朝刊）。改正法では、上記のように「匿名加工情報」については、本人の同意がなくてもデータを利用したい企業に渡すことができるようになるが、企業は利用目的を公表する義務を果たせばよい。JR東日本のスイカを巡る騒動が発端となって、企業にとって個人情報を活用しやすい環境が整えられたのである。データ取扱量が5000件以下の中小企業もこの法規制の対象となり、第三者との個人データのやり取りは記録する義務があるため、人手の少ない企業には負担になると危惧している（日経2015 8/28電子版）。第三者にデータを提供するときに匿名化する個人情報の範囲に、氏名、誕生日、住所、DNA、顔、虹彩、歩き方、指紋・掌紋、マイナンバー、旅券番号が含まれることになった（日経2016 8/2朝刊）。

ところで、東京高裁は、2015年、逮捕歴の削除を求めていた仮処分申請に対して、グーグルに削除命令を出したさいたま地裁の判断を取り消す決定を下した。忘れられる権利、プライバシー権ではなく、公共性からの判断であった（朝日2015 7/2；2016 7/13朝刊）。この裁判を契機に、過去の個人情報を削除する「忘れられる権利」が議論されるようになった。口コミサイトに書き込まれた中傷や個人情報、安易な気持ちで投稿してしまった投稿

を消したいと、サイト管理者らに削除要請したり裁判手続きを取ったりする人が増加していると報告された（日経2015 5/21朝刊）。フランスで個人情報やデータの保護を監督する機関（独立行政機関：フランス情報処理・自由全国委員会（CNIN））のファルクピエロタン委員長インタビューから、EUの司法裁判所は2014年、グーグルなどにプライバシーを侵害する内容を検索エンジンから削除するよう求めたことを報告し、「忘れられる権利」の広がり、つまり、ヨーロッパだけではなく、全世界的に削除を求めていると伝えられた（日経2015 7/13朝刊）。

検索大手のヤフーは、個人からプライバシー侵害に当たるなどとして削除を求められた時の基準を公開した（朝日2015 3/31朝刊）。さらに、グーグルは、元交際相手などの写真を復讐目的でネット上に流出させる「リベンジポルノ」について、被害者からの求めに応じて検索結果から削除すると発表した（朝日2015 6/21朝刊）。

サイバー攻撃が激化する中で、日本年金機構がサイバー攻撃を受けて125万件もの個人情報流出した。ウィルスメールを送りこんだ標的型攻撃であった。不用意にメールを開けたことから、ウィルスに感染し、さらに拡散し、パスワードをかけていなかったファイルから情報が漏れたのであった（朝日2015 6/3；6/4；6/5；6/9；6/14朝刊）。また、防犯・監視用に設置されたウェブカメラから画像がネットで「丸見え」になっていることが指摘された（朝日2015 3/16朝刊）。不正アクセスでタレントらがフェイスブックを盗み見されたことを受け、パスワードの設定に注意が喚起された（朝日2015 2/24朝刊；5/18夕刊；11/10；2016 5/24朝刊）。さらに、他人の無線

LANを利用していた男が逮捕され、無線LANにパスワードをつける重要性が伝えられた（朝日2015 6/12朝刊；日経2015 6/12朝刊；毎日2015 6/12夕刊；朝日2015 10/31 be）。また、堺市元職員の個人情報が流出した背景には、民間のレンタルサーバーに公開した情報に、中国バイドゥとグーグルの検索エンジンが121回接続していたことが判明した（朝日2016 5/28朝刊）。

個人が標的となることもあり、個人が自衛するために、危ないサイトの見分け方として、ウェブサイトのアドレスの読み方が紹介された（朝日2015 6/20朝刊）。また、パソコンの安全対策（朝日2015 6/21朝刊）やスマホのウィルス感染対策が伝えられた（朝日2016 6/14朝刊）。

新型ウィルスによる不正送金の被害が拡大しており（朝日2015 4/10夕刊）、PCおよびスマホについて、個人が対策をとる必要に迫られている。

この時期、政府は、サイバーセキュリティ産業の育成を成長戦略に盛り込んだ（毎日2015 6/17朝刊）。さらに、多様なものがインターネットにつながる仕組み、IoT（インターネット・オブ・シングズ）を普及させる構想が打ち出され、製造業を含む産業から社会インフラまでのデータ管理を巨大なデータセンターに集約し、ビッグデータにして分析する目的で、NTTグループが大容量データ処理をするための拠点づくりに着手したと報じられた（日経2015 1/30朝刊）。

より多くのデータが集められ、ビッグデータとして分析され、経済活動に利用されることになる。個人情報とのバランス、セキュリティの強化が今後の課題となる。

4. 個人情報の利用に対する社会の受け止め方の変化

2000年以降、大容量のPCが提供され、高速通信が可能となり、また、携帯電話に続き情報端末としての機能が充実したスマホの登場と普及で、インターネットを利用する環境が激変した。情報端末の機能向上とともに、ブログ、ゲーム、実名主義のフェイスブック、短文で交流するツイッター、無料通信アプリLINEが登場し、個人が情報を発信するようになった。そして、最も注目すべきことは、検索大手のグーグルがクラウドサービスを提供して台頭したことである。無料のGmailが提供され、ダウンロードしないからウィルスがPCに侵入することがないと安全性がアピールされ、利用者はなぜ無料なのか深く考えることなくありがたく使っていた。Gmailが登場した時、本名でメールアドレスを作成した人も多かった。グーグルは、検索サイトに加え、インターネット閲覧ソフトGoogle Chrome、動画共有サービスYouTube、SNSであるGoogle+そして、スマホのOSアンドロイドを無料で提供し、利用者を増大させた。グーグルは、利用者の検索サイト画面に、利用者の好みに合った広告を載せ収入を得ている。杉浦によると、Googleは、登録した情報からGmailの内容まで、データを収集して、ビッグデータを売買しているのである [13]。傘下のサービスで個人情報は統一され、より詳細な個人データが蓄積されているのだ。

ところで、個人情報保護法が制定されるまでは、個人情報を取得して、利用者に広告を表示する「アドウェア」は、個人情報を抜き取り外部へ送信するスパイウェアの一種とされていた。また、ネット上で、利用サイトか

ら送られ個人情報を記録するプログラムcookieは、個人情報を送信する基本的な仕組みであり、サイトとのやり取りに使うものであるが、セキュリティソフトでは今でもスパイウェア扱いである。

個人情報保護法は、利用サイトやアプリが個人のネット履歴を収集するためには、個人の同意を得ることと規定していた。すなわち、アプリが個人情報を取得するときには、「同意」が必要となるが、細かい利用規約に埋め込まれている場合も多く、よく読まずに同意している場合もあるだろう。多様なSNSのサービスが提供され、フェイスブックを実名で登録し、写真や生活を公開する人々がいる。インターネットは、世界の人々をつながるのであるが、世界中の人が見る可能性があるネットへ個人情報を掲載することへの抵抗感が薄れているのではないだろうか。

同意があれば個人情報を利用することが可能となり、集めた個人情報をビッグデータとして分析することに、企業は商機を見出すようになった。ところが、JR東日本が利用者の乗降履歴をビッグデータとして第三者に売ろうとしたことから、利用者に反発が広がった。JR東日本は、個人を特定できないように加工していると釈明したが、SNSなどほかのデータと突き合わせると個人が特定される可能性がある。浅川は、事前説明もなく、利用停止の窓口がなかったこと、データが秒単位で詳細だったことを問題点として挙げている [14]。さらに、岡嶋は、この乗降履歴で、「匿名化」が問題だという。何らかの処理をして「匿名化」すればよいと考えるのは安易である。実名を仮名にして「匿名化」しても、実名を割り出す技術があると警鐘を鳴らした [15]。このスイカ問題を機に、個人情報保護

法改正へ向かうことになる。その審議過程では、国民の個人情報への関心を「過剰反応」として検討している。そして、個人情報保護法制では制限されていないのに、企業が個人情報の提供を差し控えるケースについては、施策の方向性を検討する必要があるとされた[16]。法律上の問題点や国民感情だけではなく、電子化されたデータは、匿名化されても技術的に特定化される可能性がある点に注意が払われておらず、電子データの特性に応じた議論ではなかった。

その後、第二次安倍政権が、ビッグデータの活用やIoTを経済活性化の起爆剤にしようと、EUとの連携を念頭に、改正個人情報保護法が制定された。そして、企業には利用目的を公表する義務が課せられたが、「匿名加工情報」として、提供者本人の同意がなくても個人情報を利用できる枠組みを作ったのである。

以上見てきたように、個人情報を取得するのはスパイウェアとされていた時代から、同意すれば個人情報を収集してもよい、やがて、個人情報は、匿名化すれば、同意がなくても二次利用に使えることになった。企業にとってビッグデータを使いやすくなったのである。個人情報は、守られるものではなく、使われるものとなった。

個人の観点からすると、一度同意したら、ネットを利用することでいつの間にか蓄積されていく個人情報は、ビッグデータとなり経済の波にもまれることになった。個人情報が統合され実際とは異なる人物像が描かれ、広告販売のターゲットとして浮き上がる。個人が自分で知らない、もうひとりの自分を生きることになるのだろうか。個人情報が個人のものでなくなりつつある時代に突入したので

ある。

5. おわりに

個人が自分の個人情報を守るために、どのようにして個人情報が抜き取られるかを理解する必要があるだろう。たとえば、cookieをはじめ、個人情報が収集される技術的な仕組みを理解していれば、過剰に不安を感じることもなくなり、適切に守るべき個人情報を選択し対応することができる。そして、個人情報の取り扱いに同意するときには、利用規約を読むことを心掛けたい。そこで、岡嶋が指摘するように、企業側は、個人情報の利用についてわかりやすい表現で提示してほしいものだ[15]。法律上「同意」があればよいというだけではなく、「同意」を得る場合、利用規約に埋もれないように、わかりやすい表現で説明することも、企業の個人情報およびビッグデータの利用者責任として規定してほしいものである。

個人情報について、プライバシー保護の考え方と、ビッグデータとして活用する考え方の関係は、今後の社会における新たな課題となっている。法律上で検討するだけでなく、監督する政策側、利用する企業、提供する個人それぞれが、ネットの仕組みを技術的に理解したうえで、議論を進めたい。すなわち、三者が同じ技術的理解の基盤に立つことで、次の時代を創ることができるのだ。

参考文献

1. 総務省『平成26年版 情報通信白書』（2014）
2. 松村真木子「情報セキュリティの視点から振り返るウィンドウズXPの時代—新聞記事の分析から—」『埼玉学園大学紀要人間学部編』第14

- 号pp.113-125 (2014)
3. 松村真木子「家族で考える情報セキュリティ—小学生親子のパソコン、携帯電話とインターネットの利用実態調査と安全対策」『平成21年度 自主研究報告書』さがみはら都市みらい研究所, pp77-109 (2010a)
 4. 松村真木子「パソコンおよび携帯電話の技術的知識を中心とした情報セキュリティ学習プログラム—中学生を核とした家族への情報セキュリティ知識の伝達—」『平成21年度 自主研究報告書』さがみはら都市みらい研究所, pp111-154 (2010b)
 5. 松村真木子「情報セキュリティに敏感な一般エンドユーザ養成へ向けて—情報セキュリティ意識調査を事例として—」『情報処理学会論文誌』第48巻第9号pp.3183-3192 (2007)
 6. <https://esupport.trendmicro.com/support/vb/solution/ja-jp/1098448.aspx>
 7. 根本弘明「InteractiveFliers：読み手とのリアルタイムでの交渉を可能にする電子広告システム」『情報処理学会研究報告：グループウェアとネットワークサービス』2004-03号 (2004)
 8. 福島俊一「モバイルユーザ向け情報選別配信技術」NECインターネットシステム研究所(2002)
 9. 本村憲史「ネットワーク上での情報統合に対するプライバシー保護」『情報処理学会論文誌』41巻11号pp. 2985-3000 (2000)
 10. 総務省『平成27年版 情報通信白書』(2015)
 11. 総務省『平成24年版 情報通信白書』(2012)
 12. <http://www.ppc.go.jp/personal/general/>
 13. 杉浦隆幸『Googleが仕掛けた罠』小学館 (2016)
 14. 日経BP社 (浅川直輝)『プライバシー大論争 あなたのデータ、「お金」に換えてもいいですか?』日経BP社 (2015)
 15. 岡嶋裕史『ビッグデータの罠』新潮社 (2014)
 16. 久保田正志「パーソナルデータと個人情報保護法」『立法と調査』No.360 (2015)